

2016年9月27日 全23頁

## 2017年度税制改正動向解説シリーズ No. 2

## 配偶者控除改正で家計と働き方はどう変わる？

「夫婦控除」の税額控除額は4.5万円～5.4万円に

金融調査部 研究員  
是枝 俊悟

## [要約]

- 配偶者控除そのものは女性就労の妨げとなる実質的な要因にはなっていないが、企業における配偶者手当支給の基準と密接に結びつき「103万円の壁」を形成しており、配偶者控除が廃止されることが配偶者手当の見直しにつながれば「103万円の壁」は消失する。もっとも、この場合でも社会保険加入の壁は残るため、直接的には、女性の就労促進は103万円から130万円（または105.6万円）の範囲にとどまるだろう。
- ただし、配偶者控除の廃止と夫婦控除の導入の実現の有無にかかわらず、その議論の過程で、日本の税制が共働き有利であるとの認識が国民に広まれば、単なる103万円の前後の就業調整の問題にとどまらず、女性就労を大きく促進する可能性も考えられる。
- 本稿では、税収中立のもと現役世代につき配偶者控除を廃止し夫婦控除を導入する5つの案を想定し、夫婦の年収が各0万円～1,500万円である169通りのモデル世帯における手取りの増減の試算結果を示した。これらのメリット・デメリットの検証を通じて、議論が深まることが期待される。

## [目次]

税制改正のスケジュール	2ページ
1. 日本の所得税と女性就労・家族形成に係る論点	2ページ
(1) 「配偶者控除」とは何か	3ページ
(2) 配偶者手当の壁	4ページ
(3) 社会保険加入の壁（130万円、または106万円の壁）	6ページ
(4) 日本の税制は「専業主婦優遇」なのか？	7ページ
(5) 日本の税制は結婚を支援しているか？	8ページ
2. 「夫婦控除」導入で家計や働き方はどう変わるか？	8ページ
(1) 「夫婦控除」はどのようなものになるか？（税収中立での試算）	9ページ
(2) 夫婦控除導入で世帯の手取りはどう変わる？（影響試算）	13ページ
(3) 夫婦控除導入で男女の働き方はどう変わる？	18ページ
(4) 夫婦控除導入は結婚を促進するか？	20ページ
(5) 小括	20ページ
今後の論点	21ページ

## 税制改正のスケジュール

2016年9月9日、政府税制調査会の第1回総会が開催され、安倍首相は配偶者控除の見直しを含む税制改革案を検討するよう、政府税制調査会に指示した。

今後、政府税制調査会及び与党税制調査会にて、配偶者控除の見直しを含む税制改革案について議論が行われる。例年通りのスケジュールであれば、11月中旬ごろに、政府税制調査会における論点整理等がとりまとめられ、配偶者控除の見直しの大まかな方向性が示されるものと考えられる。その後、政府税制調査会の論点整理等を踏まえ、与党税制調査会により具体的な改正内容や施行時期等を盛り込んだ「平成29年度税制改正大綱」が12月中旬ごろに決定・公表されることとなる。

その後、2017年の通常国会に大綱をもとにした税制改正法案が国会に提出され、年度内に法案成立となる見込みである。現在は衆議院・参議院ともに与党が過半数を占めているため、「平成29年度税制改正大綱」に記載された内容はほぼそのまま実施されるものと考えてよいだろう。

### 1. 日本の所得税と女性就労・家族形成に係る論点

安倍首相は「特に、女性が就業調整をすることを意識せずに働くことができるようにするなど、多様な働き方に中立的な仕組を作っていく必要があります。若い世代に光を当て、安心して結婚し子供を産み育てることができる税制を目指していくことも大切です」<sup>1</sup>と述べ、税制調査会に配偶者控除の見直しを指示した。この指示には大きく分けて2つの論点が含まれている。1点目は女性が就業調整を意識せずに済むようにすること、2点目は結婚（し、子どもを産み育てること）を支援すること、である。

本稿1. では配偶者控除を中心に日本の所得税と女性就労・家族形成に係る論点について解説する。

現行の配偶者控除は、妻の収入が、税制上配偶者控除が適用される年収103万円を超えても、世帯の手取りが減少しないように制度設計されているため、税制における配偶者控除の存在は夫婦のうち多い方の合計所得金額が1,000万円以下の世帯においては就業調整の合理的な理由とはなっていない（本章（1）で後述する）。

他方、企業における配偶者手当は、年収103万円を基準として支給されることが多く、女性就労の妨げになることがままあると思われる。しかしながら配偶者控除が廃止されることが契機となり、配偶者手当が見直され配偶者の年収によらず一律支給（または一律不支給）とすることが一般的になれば、「103万円の壁」は消失し、「103万円」を境にした就業調整の動機はなくなるだろう（本章（2）で後述する）。

<sup>1</sup> 首相官邸ウェブサイトより引用。

[http://www.kantei.go.jp/jp/97\\_abe/actions/201609/09zeicho.html](http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/actions/201609/09zeicho.html)

もつとも、「103 万円の壁」が消失しても、なお社会保険加入の「130 万円（または、106 万円）の壁」は残ることとなり、105.6 万円ないし 130 万円を前にした就業調整は依然として残るものと考えられる（本章（3）で後述する）。

日本の所得税は、現状でも同じ世帯年収の場合、共働き世帯よりも片働き世帯の方が所得税額が多いため、「専業主婦世帯有利」というよりもむしろ「共働き世帯有利」というべき状況であるが、このことは現状では国民に十分に認識されていないものと思われる（本章（4）で後述する）。

最後に、配偶者控除とは直接関係はないが、日本の所得税の仕組みが結婚を支援しているか否かを考えると、日本の所得税は結婚について中立的な税制（結婚の有無が税負担に影響を与えない）であると言えるが、結婚を支援し促進する要因は持っていないとも言える（本章（5）で後述する）。

## （1）「配偶者控除」とは何か

配偶者控除は、配偶者の所得が年 38 万円以下（給与収入換算で年 103 万円以下）の場合、その配偶者を扶養する納税者において、所得税で年 38 万円、住民税で年 33 万円の所得控除が受けられるものである。

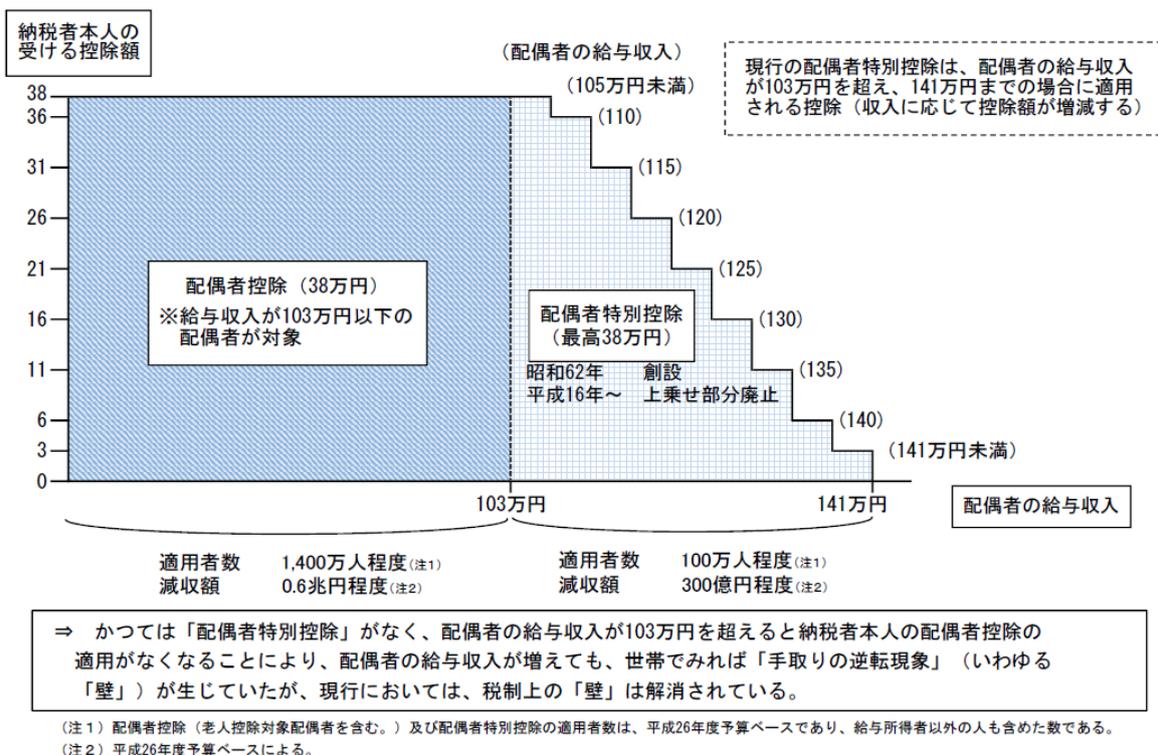
夫が主たる収入を得る者となり、妻が補助的にパート等で働くことを考えた場合<sup>2</sup>、配偶者控除があるだけで、妻の収入が 103 万円を超えた途端、所得控除がなくなることになり、妻の収入が 103 万円以下のときよりも世帯の手取りが減少する逆転現象も発生することが考えられる。そこで、配偶者特別控除が設けられている。

配偶者特別控除は、配偶者の所得が年 38 万円超 76 万円未満（給与収入換算で年 103 万円超 141 万円未満）の配偶者を扶養する納税者において、所得税で 3～38 万円、住民税で 3～33 万円の所得控除が受けられるものである（ただし、配偶者特別控除には、納税者本人の合計所得金額 1,000 万円以下という所得制限がある）。

次の図表 1 のように、配偶者の所得が増加するごとに段階的に所得控除額が縮小していく仕組みとなっており、これにより、妻の収入が 103 万円を超えても、夫の合計所得金額が 1,000 万円以下である世帯においては、世帯の手取りが減少しないように制度設計されている。このため、税制だけの面から言えば、夫の合計所得金額が 1,000 万円以下である世帯においては、配偶者控除の存在は就業調整の合理的な理由とはなっていない。

<sup>2</sup> 配偶者控除の適用要件に性別はなく、夫婦の収入関係が逆であっても同じ話となる（後述する配偶者特別控除、社会保険の適用要件についても同じである）。本稿 1. では説明の便宜上、主たる収入を得る者を夫、補助的に働く者を妻として説明を行っている。

図表1 配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み（所得税）



(出所) 財務省「財務省説明資料〔配偶者控除〕」（政府税制調査会資料）（平成26年4月14日）

## (2) 配偶者手当の壁

税制上の問題ではないが、税制上の配偶者控除と企業の配偶者手当<sup>3</sup>は密接に関連している。

人事院「平成27年職種別民間給与実態調査」によると、調査対象企業<sup>4</sup>（従業員数で加重平均）の40.4%で年収103万円を基準に配偶者控除の支給に制限がある配偶者手当<sup>5</sup>が支給されている。配偶者手当支給ありで、かつ配偶者の年収による支給制限ありの企業の中では68.8%の企業が年収103万円を基準としている。なお、配偶者手当の支給制限の基準として次に一般的なのは社会保険における扶養扱いとなる年収130万円である。

<sup>3</sup> 名称は企業等によって異なる（国家公務員においては「扶養手当」である）が本稿では、配偶者に係る手当について「配偶者手当」として表記する。以下同じ。

<sup>4</sup> 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所。

<sup>5</sup> この調査では家族手当（扶養家族に対する手当）という名称が用いられていた。以下同じ。

図表2 企業における配偶者手当支給の有無と支給基準

	配偶者手当支給あり					配偶者手当 支給なし
	配偶者の年収による支給制限あり				その他	
			103万円 基準	130万円 基準		
全体に占める割合	69.1%	58.6%	40.4%	15.1%	3.2%	30.9%
配偶者手当支給あり企業に占める割合		84.9%	58.4%	21.9%	4.6%	
配偶者手当支給ありで、かつ、配偶者の年収による 支給制限ありの企業に占める割合			68.8%	25.8%	5.4%	

(注)企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所が対象。従業員数で加重平均されている。

(出所)人事院「平成27年職種別民間給与実態調査」をもとに大和総研作成

同調査における配偶者手当の平均支給額は月 13,885 円<sup>6</sup>で、年換算では約 16.7 万円と大きな金額である。すなわち、妻の年収が 103 万円を超えて配偶者控除の適用を受けられなくなった場合、夫の会社からの配偶者手当が支給されなくなることによって、世帯の手取りが減少してしまうことはままあると思われる。

昨今、配偶者手当の存在が（自社の従業員の配偶者である）女性の就労を阻害しないよう、配偶者手当制度を見直す企業が現れている。見直しとしては、配偶者手当そのものを廃止・縮小するパターンと、配偶者の収入によらず一律に配偶者手当を支給するよう見直すパターンの両方が見られる。現在のところその動きは一部にとどまっているが、配偶者控除が廃止された場合、配偶者控除の適用を条件として配偶者手当を支給している企業があれば給与規定等の見直しを迫られ、制度を見直す大きな契機となるだろう<sup>7</sup>。

国家公務員は、現在、配偶者の年収が 130 万円未満であることを条件に月額 13,000 円の配偶者手当が支給されているが、平成 28 年度人事院勧告では、配偶者手当の支給額を原則月額 6,500 円に縮小し、その財源を子どもに対する手当に振り替えるとしている。実際に国家公務員の給与制度が改正されるには、当該内容を織り込んだ給与等の改正法案が国会で可決・成立する必要があるが、人事院勧告通りに実施されることが多い。

配偶者手当は、年収 103 万円を基準として支給されることが多く、女性就労の妨げになることがままあると思われるが、官民において見直しが進められており、配偶者控除の改正は民間における配偶者手当の制度改正の大きな契機になると言えるだろう。配偶者控除が廃止されることにより、配偶者手当も見直され配偶者の年収によらず一律支給（または一律不支給）とすることが一般的になれば、「103 万円の壁」は消失し、「103 万円」を境にした就業調整の動機はなくなるだろう。

<sup>6</sup> 人事院給与局「扶養手当の在り方に関する勉強会（第 1 回）資料」（平成 27 年 11 月 9 日）より。

<http://www.jinji.go.jp/kenkyukai/fuyou-benkyoukai/shiryout271109.pdf>

<sup>7</sup> 例えば、配偶者手当の支給要件を「税法上の配偶者控除の対象となっていること」から「配偶者の年収が 103 万円以下であること」等と書き換えるなどにより、配偶者控除がなくなっても実質的に基準を維持することも可能ではあるが、いずれにせよ規定を書き換える必要はあり、配偶者手当見直しの契機にはなるだろう。

### (3) 社会保険加入の壁（130万円、または106万円の壁）

社会保険においては、妻の年収が130万円以上（または105.6万円以上）となると夫の社会保険の扶養扱いとなることができず、健康保険および年金について自分の分の保険料を支払わなければならない。

短時間労働者の社会保険の扱いは労働時間と収入により、下記の図表3のように整理される。

**図表3 短時間労働者の社会保険の扱い（配偶者が厚生年金・健康保険加入者である場合）**

		収入の要件		
		年105.6万円未満	年105.6万円以上 <sup>(注1)</sup> 年130万円未満	年130万円以上
労働時間の要件	週所定労働時間が20時間未満	扶養扱い		社会保険加入 (国保・国年)
	週所定労働時間が20時間以上で 下記要件を満たさない	扶養扱い	2016年9月までは扶養 扱い⇒2016年10月から は条件 <sup>(注2)</sup> により扶養扱 いまたは社会保険加入 (健保・厚年)	社会保険加入(2016 年9月までは国保・ 国年、2016年10月か らは条件 <sup>(注3)</sup> により 国保・国年または健 保・厚年)
	労働日数および労働時間が 通常の労働者の概ね3/4以上	社会保険加入(健保・厚年)		

扶養扱い…国民年金第3号被保険者、健康保険では被扶養者となり、保険料負担はない。

社会保険加入(国保・国年)…国民健康保険の被保険者、国民年金第1号被保険者となり、保険料を全額自己負担する。

社会保険加入(健保・厚年)…健康保険および厚生年金の被保険者となり、保険料を原則半額負担する(残額は企業負担)。

(注1) 正確には年額ではなく月額で8万8,000円以上として要件が定められている。

(注2) 1年以上の継続勤務見込みがあり、学生等でなく、従業員数501人以上の企業に勤めている、の全ての条件を満たす場合は社会保険に加入し、そうでない場合は扶養扱いとなる。

(注3) 1年以上の継続勤務見込みがあり、学生等でなく、従業員数501人以上の企業に勤めている、の全ての条件を満たす場合は健保・厚年に加入し、そうでない場合は国保・国年に加入する(いずれにしても、社会保険に加入し扶養扱いとはならない)。

(出所) 法令等をもとに大和総研作成

2016年9月までは、年収130万円以上または「労働日数および労働時間が通常の労働者の概ね3/4以上」のいずれかを満たした場合、社会保険に加入することとなっている。

例えば、年収130万円で協会けんぽ・厚生年金に加入する場合、年間約18.3万円の保険料を自己負担することとなる<sup>8</sup>。年収129万円で夫の社会保険の扶養扱いを受けられる場合と比べると、年収130万円で協会けんぽ・厚生年金に加入する場合の手取りは大きく減少することになる。この負担は大きく、「130万円の壁」と言われている。

<sup>8</sup> 2016年4月から2017年3月納付分の協会けんぽの保険料率(全国平均、介護保険料分を含まない)は労使計10%、従業員負担は5%である。2016年10月から2017年9月納付分の厚生年金の保険料率は労使計18.182%、従業員負担は9.091%である。これらの保険料の適用年度は若干異なるが、単純計算で保険料率の合計は労使計28.182%、従業員分は14.091%である。130万円に14.091%を乗じると、従業員分の負担は18万3,183円となる。

2016年10月以後は、従業員数501人以上の企業に勤めている等の条件を満たす場合に限り、社会保険に加入する年収と労働時間の範囲が、月収8.8万円以上（年換算105.6万円以上）かつ週所定労働時間20時間以上に拡大され、社会保険に加入し扶養扱いとなくなる範囲が拡大する（年換算105.6万円は約106万円であるため、「106万円の壁」<sup>9</sup>と言われている）。2016年10月以後、年収106万円で協会けんぽ・厚生年金に加入する場合、年間約14.9万円の保険料を自己負担することとなる<sup>10</sup>。

むろん、社会保険に加入することは、病気やケガなどで職場を休んだ際に傷病手当金の支給を受けられるようになったり、将来の年金受給額が増加したりするなど社会保険上の給付に反映されるメリットもある。しかしながら、妻の年収が130万円以上（501人以上の企業等に限っては、105.6万円以上）となった途端に年間約18.3万円（または約14.9万円）の社会保険料負担が生じ、手取りが減少するということが就業調整を行わせる十分な要因と言える。

すなわち、「103万円の壁」が消失しても、なお社会保険加入の「130万円（または、106万円）の壁」は残ることとなり、「130万円」（または105.6万円）を前にした就業調整の動機は依然として残るものと考えられる。

#### （4）日本の税制は「専業主婦優遇」なのか？

筆者は従前から、配偶者控除は専業主婦世帯（片働き世帯）を特に優遇したものではなく、現行税制は専業主婦世帯（片働き世帯）よりも共働き世帯に有利になっていると論じてきた<sup>11</sup>。その後、同様の論調も増え<sup>12</sup>、少しずつ日本の税制に対する見方も変わってきているものと思われる。しかしながら、未だに配偶者控除は共働き世帯に比べ専業主婦世帯（片働き世帯）を優遇しており、日本の税制は専業主婦世帯を優遇しているものであると認識されやすいものと思われる。

配偶者控除が専業主婦世帯（片働き世帯）を特に優遇したものではない理由は、（配偶者控除があってもなお）同じ世帯年収ならば専業主婦世帯（片働き世帯）よりも共働き世帯の方が所得税額が少なくなるからである。

そもそも、所得税の課税方式には個人単位課税と世帯単位課税の2つがあり、日本は個人単位課税を採用している。個人単位の所得税とは、文字通り個人の所得に対して課税するものである。個人単位で見て（課税）所得が多い者に対しては高い税率が適用される累進構造を持つ。

このため、同じ世帯年収を前提としたとき、共働き世帯の場合は夫婦それぞれの年収が低いこととなるため、片働き世帯より低い税率が適用される。また、給与所得控除の最低保証額（65

<sup>9</sup> 正確には「105.6万円の壁」であるが、万円未満を切り上げ「106万円の壁」と言われることが多い。

<sup>10</sup> 脚注8と同様に、106万円に14.091%を乗じると14万9,365円となる。

<sup>11</sup> 花輪陽子・是枝俊悟『大増税時代を生き抜く共働きラクラク家計術』（朝日新聞出版、2012年11月）。  
<https://www.dir.co.jp/publicity/edit/book/20121113.html>

<sup>12</sup> 例えば、井戸美枝『専業主婦で儲ける！サラリーマン家計を破綻から救う世界一シンプルな方法』（講談社、2015年8月）がある。

万円) が個人単位で認められることなど、同じ世帯年収の場合、控除は片働き世帯より共働き世帯の方が多くなる。配偶者控除があってもなお、片働き世帯より共働き世帯の方が控除は多く税率は低いため、所得税額が少なくなるのである。

なお、住民税や社会保障制度も考慮した手取り年収で比較しても、同じ世帯年収で比較すると片働き世帯より共働き世帯の方が手取りが多くなっている。

日本の所得税は、現状でも同じ世帯年収の場合、共働き世帯よりも片働き世帯の方が所得税額が多いため、「専業主婦世帯有利」というよりもむしろ「共働き世帯有利」というべき状況である。その中で、配偶者控除を縮減・廃止すると、さらに共働き世帯と片働き世帯の税負担の差が開くことになる。

## (5) 日本の税制は結婚を支援しているか？

(4) で述べた通り、日本の所得課税は個人単位課税を採用している。

他方、世帯単位の所得税とは、世帯（夫婦または家族）の収入を合算した所得に対して課税するものである。世帯単位課税を採用する国の多くは、「2分2乗」の仕組み<sup>13</sup>を取るケースが多い。夫婦のそれぞれの課税所得がまったく同じであれば、個人単位で計算しても「2分2乗」で計算しても夫婦の合計税額は変わらない。だが、夫婦の課税所得に差があったり、一方の課税所得がゼロであったりする場合、累進税率の下では世帯単位で税額を「2分2乗」で計算すると個人単位で税額を計算するよりも夫婦の合計税額が減少する。このため、世帯単位課税の下では、結婚すると一般的には税額が減少し、これは「結婚へのギフト」と呼ばれている<sup>14</sup>。

他方、個人単位課税を採用する日本においては、所得税額は夫婦それぞれ個別に計算するため、結婚の前後にかかわらず、夫婦の税負担の合計額は原則として変わらない。結婚により夫婦の税負担の合計額が減少するのは、夫婦いずれかに配偶者控除または配偶者特別控除が適用される場合（夫婦のうちいずれかの年収が141万円未満である場合）に限られる。

このため、日本の所得税の仕組みは結婚について中立的な税制（結婚の有無が税負担に影響を与えない）であると言えるが、結婚を支援し促進する要因を持っていないとも言える。

## 2. 「夫婦控除」導入で家計や働き方はどう変わるか？

配偶者控除見直し後の制度のあり方につき、政府税制調査会は2014年11月7日に、「働き方

<sup>13</sup> 夫婦の課税所得を合算した上で2で割った金額を夫婦それぞれの課税所得とみなして、適用税率を求める方法。

<sup>14</sup> 「2分2乗」の課税方式、および結婚に対する税制中立の問題についての詳細は、下記レポートを参照。是枝俊悟・鈴木準「女性をとりまく社会保障制度と税制～最大の課題は『130万円の壁』」(『大和総研調査季報』2013年新春号 (Vol. 9)、pp. 62-79)

[https://www.dir.co.jp/research/report/japan/mlothers/20130301\\_006843.html](https://www.dir.co.jp/research/report/japan/mlothers/20130301_006843.html)

の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」<sup>15</sup>を公表して、改正後の制度として5つの選択肢を示した。

その後、政府税制調査会は2015年11月13日に「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」<sup>16</sup>を公表し、個人所得課税の改革において、「所得控除方式を採用している諸控除を見直し、税負担の累進性を高めることを通じて、低所得層の負担軽減を図っていくことを中心に検討すべきである」と整理した。

報道によると、現在政府・与党内で導入が検討されている案としては、この5つの選択肢のうち「『夫婦世帯』を対象とする新たな控除の導入（と子育て支援の拡充）」を行うものである、「夫婦控除」の創設が中心となっている<sup>17</sup>。

「夫婦控除」は、夫婦世帯に対し一律の所得控除または税額控除として設計することが想定される。報道によると、政府・与党内では、現行制度と税収中立となることを前提にした税額控除とすることを検討し、年収上限800万円～1,000万円程度を基準に所得制限を設けることも検討されている模様である<sup>18</sup>。

**本章では、現役世代を対象に配偶者控除を廃止し、その廃止による国・地方の増収額と同規模の税額控除による夫婦控除が導入される（税収中立となる）ことを仮定して試算を行う（現役世代を対象とする理由は後述する）。**

(1) では、税収中立の下での夫婦控除の1世帯あたりの金額について試算を行う。(2) では、(1)の試算をもとに現行制度比で増税・減税になる世帯について家計への影響試算を行う。(3) では、夫婦控除導入による働き方への影響について分析を行い、(5)で小括を行う。

なお、本章における分析では試算の簡便化の観点から、復興特別所得税を考慮しないものとする。

## (1) 「夫婦控除」はどのようなものになるか？（税収中立での試算）

### ■配偶者控除廃止による国・地方の増収額

まず、現行の配偶者控除を廃止することによる増収額を見積もる。**財務省の資料では、配偶者控除廃止による増収額を平成26年度予算ベースの国税分で6,000億円程度としている（配偶者特別控除廃止による増収額は同300億円程度である）**<sup>19</sup>。

筆者は、これとは別に、国税統計及び厚生年金の支給状況の統計をもとに、配偶者控除・配

<sup>15</sup> <http://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/26zen12kai7.pdf>

<sup>16</sup> <http://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/seiri271113.html>

<sup>17</sup> 2016年8月31日付産経新聞朝刊2面、2016年9月10日付読売新聞朝刊11面、2016年9月15日付日本経済新聞朝刊1面・4面などの報道がある。

<sup>18</sup> 脚注17に同じ。

<sup>19</sup> 財務省「財務省説明資料〔配偶者控除〕」（政府税制調査会資料）（平成26年4月14日）による。本稿4ページの図表1にも示している。

偶者特別控除廃止による増収額を試算した。その結果、**筆者が試算した配偶者控除廃止の増収額は図表4に示される通りである。平成26年所得（年金生活者については平成26年度所得分）ベースで、国税分が5,686億円と、財務省試算と概ね一致する結果となった。**

筆者は、年末調整分・申告納税分については国税庁の「平成26年分民間給与実態統計調査」および「平成26年分申告所得税標本調査」を用いて、所得階級別の諸控除の適用状況をもとに配偶者控除を廃止した場合の増収額を積み上げて算出した。年金生活者で確定申告による納税額がない者については、税務統計による所得階級別の諸控除の適用状況がわからない<sup>20</sup>ため、「粗い試算」ではあるが、男性の老齢厚生年金受給者全員に配偶者控除が適用されているとみなして、配偶者控除を廃止した場合の増収額を算出した<sup>21</sup>。

**図表4 配偶者控除・配偶者特別控除の廃止による国・地方の増収額の試算結果**

単位: 億円		国税分		地方税分		計
		配偶者控除	配偶者特別控除	配偶者控除	配偶者特別控除	
年末調整分	年収2,000万円以下の給与所得者	3,875	200	2,846	214	7,135
申告納税分	「自営業者等と年収2,000万円超の給与所得者」のうち申告納税額がある(還付でない)者	534	16	356	17	923
年金生活者分を除いた小計		4,409	217	3,202	231	8,059
年金生活者分	男性の厚生年金受給者統計をもとに算出した粗い試算	1,277		2,218		3,495
合計		5,686	217	5,420	231	11,554

(注) 国税庁「平成26年分民間給与実態統計調査」および「平成26年分申告所得税標本調査」、厚生労働省「平成26年度厚生年金保険・国民年金事業年報」をもとに試算した。年末調整分および申告納税分は所得階級別の実際の控除の適用状況をもとにしたある程度正確性の高い試算であるが、年金生活者分は所得階級別の控除の適用状況が不明なため、男性の老齢厚生年金受給者全員に配偶者控除が適用されているものとみなして算出した粗い試算である。配偶者控除には老人控除対象配偶者の上乗せ分(国税分10万円、地方税分5万円)があるが、この上乗せ分は廃止対象にしないものとし、国税分38万円・地方税分33万円の所得控除縮減による増収額を求めた。表示単位未満四捨五入。

(出所) 大和総研試算

筆者の試算は、国税分合計の増収額が財務省の試算と概ね一致しており、かつ、国税分のうち年末調整分の増収額が他の先行研究における水準と近似している<sup>22</sup>。

## ■年金生活者の配偶者控除も改正するべきか？

ここで、改めて、図表4を見てみると、配偶者控除廃止による増収額の5,686億円のうち、年金生活者分の増収額が1,277億円と全体の約22%を占めている。

<sup>20</sup> 「平成26年分申告所得税標本調査」の調査対象は、申告納税額がある者に限定されている。公的年金から源泉徴収される所得税額は、人的控除と社会保険料控除が反映されているため、年金生活者については、一般的には年金以外の所得がある場合を除いては申告納税額が発生せず、「平成26年分申告所得税標本調査」の調査対象から漏れてしまう。

<sup>21</sup> 男性の年金受給者であっても配偶者控除が適用されていない者もいるし、女性の年金受給者に配偶者控除が適用されている場合もあるし、3階建て部分の年金や共済年金等を反映できていない等の「粗い試算」である。

<sup>22</sup> 配偶者控除の減収額を推計した先行研究には上村敏之「所得税の税収構造の要因分解による実証分析—所得控除の税収ロスと税率変更による増収額の試算—」(一般財団法人アジア太平洋研究所 APIR Discussion Paper Series No. 24 2012/3)がある。この論文では2010年所得ベースで、年末調整分(年金生活者分を含まない)の国税分の配偶者控除の減収額を4,407億円と見積もられており、対象とする年度の違いはあるものの筆者の試算と近似した試算結果となっている。

<http://www.apir.or.jp/ja/research/files/2013/03/189.pdf>

この年金生活者分の増収額 1,227 億円というのは筆者の「粗い試算」によるものであるが、筆者の試算において配偶者控除廃止による年末調整分と申告納税分の増収額の合計は国税分で 4,409 億円と、財務省試算による配偶者控除廃止による国税分増収額の約 6,000 億円とは一定の乖離があり、その乖離の大部分は年金生活者分の配偶者控除廃止による増収額であることが推察される。すなわち、「配偶者控除」は現役世代だけのものではないものと言える。

今般の配偶者控除見直しの観点は、女性が就業調整を意識せずに済むようにすることと、結婚を支援すること、の 2 点であるのだが、そのいずれについても年金生活者においては（現役世代と比べて相対的に）関連性が薄い。

また、「若い世代に光を当て」ることが重要とされているのに対し、年金生活者世帯に対し配偶者控除を夫婦控除に改正し、しかもそれを税額控除に見直すとする、現役世代から高齢者世代に対し所得移転が行われることとなり改革の視点に逆行する懸念がある。公的年金に対しては給与所得控除より控除額の厚い公的年金等控除が認められているため、年金生活者において所得税が課税される場合でもそのほとんどは最低税率（5%）が適用されている。税込中立の下で所得控除を税額控除に見直すと、適用税率の高い人から適用税率の低い人への所得分配が行われ、年金生活者のほとんどが分配を受ける側に回ることが考えられるからである。

このため、筆者は年金生活者の配偶者控除（および配偶者特別控除）については、公的年金等控除の改正と合わせて実施すべきであり、今回の夫婦控除への改正の対象とすべきではないと考える。本稿では、年金生活者については現行の配偶者控除・配偶者特別控除を維持し（夫婦控除は適用せず）、現役世代のみ配偶者控除・配偶者特別控除を廃止し夫婦控除に改組するものとして分析する<sup>23</sup>。

## ■所得制限を導入すべきか？

続いて、所得制限の導入の是非とその対象世帯について検討する。

これまで、扶養控除廃止・縮小に伴う児童（子ども）手当や高校無償化などが行われた際、所得制限のラインは年収 1,000 万円前後に引かれてきた<sup>24</sup>。

所得制限により対象をある程度絞り込み財源を確保する観点と、中所得層にまで制限をかけるべきではないとする観点の均衡点が年収 1,000 万円前後であったものと考えられる。是非はともかく、夫婦控除につき所得制限を設ける場合も「年収 1,000 万円前後」というのが一つの目安となることが想定される。

<sup>23</sup> むろん、今回の見直しにおいて公的年金等控除の改正も併せて抜本的に所得税改革を行うことを否定するものではないが、両者を同時並行で改革することは政治的に非常に困難と考えられる。

<sup>24</sup> 児童（子ども）手当の所得制限の基準については、拙稿「新旧児童手当、子ども手当と税制改正の Q&A」（2012 年 5 月 14 日、大和総研レポート）を参照。

<https://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/12051401tax.html>

高校無償化の所得制限の基準については、拙稿「年収 1,000 万円前後の層に負担増が集中する」（2014 年 1 月 28 日、大和総研レポート）を参照。

[https://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20140128\\_008144.html](https://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20140128_008144.html)

また、「年収 1,000 万円前後」の判定方法にも、「夫婦のうち多い方の年収」で判定する児童手当と同様の方法と、「夫婦合計の年収」で判定する高校無償化と同様の方法の 2 通りが考えられる。

### ■税額控除の規模の試算結果

以上を考慮して、すべての夫婦世帯に適用する A 案、夫婦のうち多い方の年収で所得制限をかける B 案（年収 1,000 万円未満に適用する B-1 案、年収 900 万円未満に適用する B-2 案、年収 800 万円未満に適用する B-3 案）、夫婦合計の年収が 1,000 万円未満の世帯に適用する C 案の 5 案を想定した。それぞれの案について、所得税・住民税ともに税収中立となる税額控除額の規模を試算したものが次の図表 5 である。

夫婦世帯における夫婦それぞれの年収の分布については、やや時点の古いデータにはなるが、5 年ごとに実施されている総務省統計局の「平成 24 年就業構造基本統計調査」があり、これをもとに対象となる世帯数を推計した。

図表 5 税収中立を前提に現役世代の配偶者控除を夫婦控除に改組した場合の試算結果

夫婦控除の適用対象 (現役世代を前提とする)		対象世帯数 (万世帯) (注)	1世帯あたり税額控除額 (万円)		
			所得税	住民税	計
A案	全ての夫婦世帯に適用	1,781	2.6	1.9	4.5
B-1案	夫婦のうち多い方の年収が 1,000万円未満の世帯に適用	1,645	2.8	2.1	4.9
B-2案	夫婦のうち多い方の年収が 900万円未満の世帯に適用	1,587	2.9	2.2	5.1
B-3案	夫婦のうち多い方の年収が 800万円未満の世帯に適用	1,489	3.1	2.3	5.4
C案	夫婦合計の年収が 1,000万円未満の世帯に適用	1,516	3.1	2.3	5.3
(参考)	現在の配偶者控除・配偶者特別 控除適用世帯	1,062	—		

各案の対象世帯数については、総務省統計局「平成24年就業構造基本統計調査」をもとに推計した。表示単位未満四捨五入の結果、所得税と住民税の合計が「計」と一致しないことがある。

(注) 夫婦ともに無業である世帯および、納税額がないため実質的に配偶者控除(及び夫婦控除)の効力が及ばない世帯を除いている。

(出所) 大和総研試算

いずれの案を採用するか検討する際にカギとなるのは、現在配偶者控除が適用されている低所得世帯(所得税の最低税率(5%)が適用される世帯)における負担増減である。

配偶者控除は家族への育児や介護のケアの提供、あるいは本人の病気や障害などによって働くことのできない配偶者に対しても控除を与えるものである。夫(または妻)の所得が低く、

かつ妻（または夫）も諸々の事情により働くことのできない世帯にとって負担増となるようであれば「若い世代に光を当て、安心して結婚し子供を産み育てることができる税制」とは言い難い。また、夫が年収 200 万円、妻が年収 100 万円、世帯年収が 300 万円である場合など、夫婦ともに低所得で現行の配偶者控除が適用されている世帯についても配慮が必要であろう。このため、少なくとも所得税の最低税率（5%）が適用される層にとって負担増が生じない制度設計が求められるだろう。

所得税の最低税率 5%が適用される世帯における現行の配偶者控除による税負担軽減額は所得税 38 万円×5%=1.9 万円、住民税 33 万円×10%=3.3 万円の計 5.2 万円である。

筆者の試算では、配偶者控除を夫婦控除に改正した場合、A 案では合計の税額控除額は 4.5 万円と現行の 5.2 万円を下回り、C 案では 5.3 万円と現行を上回る結果となった。なお、B 案においては、所得制限ラインを 1,000 万円とする B-1 案では、合計の税額控除は 4.9 万円と現行を下回り、900 万円とする B-2 案でも同 5.1 万円と現行を下回り、800 万円とする B-3 案では同 5.4 万円と現行を上回る結果となった。

現役世代について配偶者控除を夫婦控除に改正する場合、すべての世帯に夫婦控除を適用することは難しく、何らかの所得制限をかける可能性が考えられる。また、夫婦のうち多い方の年収をもとに所得制限をかける B 案を採用する場合、税収中立を前提にすると所得制限ラインを世帯年収 1,000 万円または 900 万円とすると特に低所得者層において税額控除額が足りず、所得制限ラインは 800 万円を軸に検討される可能性が高いものと考えられる。

もともと、政府内では配偶者控除だけでなく、基礎控除の税額控除への見直しも同時に行うことも検討されている模様である<sup>25</sup>。例えば、税収中立の下で基礎控除を所得控除から税額控除に改組すると、低所得世帯にとって手取りが増加し高所得世帯にとって手取りが減少することになる。配偶者控除の改正を他の控除改革とセットで行い、現在配偶者控除が適用されている低所得世帯に対して現行比でマイナスとならない改正案を示せるのであれば、夫婦控除について所得制限をかけないものとするとも考えられる。

## （2）夫婦控除導入で世帯の手取りはどう変わる？（影響試算）

本稿 2.（1）で示した A 案、B 案（B-1 案、B-2 案、B-3 案）、C 案のそれぞれが実現した場合の家計への影響（世帯の手取りの増減）を試算する。

試算の前提は下記の通りとした。

- 夫婦 2 人（および中学生以下の子のいる）の現役世帯を想定する。
- 夫婦はともに給与所得者とし、年収は、夫婦それぞれ 0 万円～1,000 万円までの 100 万円刻み、および 1,200 万円、1,500 万円の 13 通り、世帯では 169（13×13）通りとする。
- 税負担を算出する際の各種控除は以下の通りとする。

<sup>25</sup> 2016 年 9 月 14 日付産経新聞朝刊 1 面の報道による。

- ・給与所得控除は2017年以後の金額（年収1,000万円以上で上限の220万円）を適用。
- ・社会保険料控除は2017年1月時点の保険料率の合計である14.491%（ただし、年収1,044万円超部分は厚生年金保険料の上限を考慮し5.4%）を用いて算出<sup>26</sup>。
- ・生命保険料控除は夫婦ともに一般生命保険料控除の上限である4万円を適用。
- ・現行制度における配偶者控除が適用される場合は、所得税38万円・住民税33万円を所得控除。
- ・上記に挙げたものと基礎控除以外の所得控除は考慮しない。夫婦控除以外の税額控除は考慮しない。

## ■A案（所得制限なし）の試算結果

A案を採用した場合の世帯の手取りの増減の試算結果は、次の図表6に示される。

赤色の網掛けの部分が現行の配偶者控除の適用世帯であり、これらの世帯は軒並み現行制度と比べて世帯の手取りがマイナスとなっている<sup>27</sup>。

図表6 夫婦控除A案（所得制限なし）における試算結果（世帯の手取りの増減）

A案(所得制限なし)		夫の年収												
単位:万円、年額		0	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,200	1,500
妻の年収	0	0.0	0.0	-0.7	-0.7	-0.7	-2.5	-2.6	-6.3	-6.4	-6.4	-6.4	-7.5	-11.3
	100	0.0	0.0	-0.7	-0.7	-0.7	-2.5	-2.6	-6.3	-6.4	-6.4	-6.4	-7.5	-11.3
	200	-0.7	-0.7	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5
	300	-0.7	-0.7	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5
	400	-0.7	-0.7	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5
	500	-2.5	-2.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5
	600	-2.6	-2.6	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5
	700	-6.3	-6.3	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5
	800	-6.4	-6.4	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5
	900	-6.4	-6.4	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5
	1,000	-6.4	-6.4	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5
	1,200	-7.5	-7.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5
	1,500	-11.3	-11.3	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5	+4.5

赤色の網掛け部分が現行の配偶者控除の適用世帯である。千円未満四捨五入。  
(出所)大和総研試算

A案では、例えば、夫の年収が200万円、妻の年収が100万円の合計年収300万円の世帯においては、現在は配偶者控除が適用されているが、改正後は配偶者控除が適用されなくなる。夫婦控除の適用は受けられるが、差し引きで手取りは年0.7万円減少する。他方、夫婦の年収がともに1,000万円であり合計年収2,000万円の世帯においては、現在は配偶者控除は適用されていないが、改正後は夫婦控除が適用されプラスの影響だけを受けて手取りが年4.5万円増加する。

<sup>26</sup> 2016年4月から2017年3月納付分の協会けんぽの（全国平均、介護保険料分を含まない）従業員負担は5%である。2016年10月から2017年9月納付分の厚生年金の従業員負担は9.091%である。2016年4月から2017年3月までの雇用保険料（一般の事業）の従業員負担は0.4%である。2017年1月時点でこれらの従業員負担の総計は14.491%である。なお、年収0万円および100万円の場合は社会保険に加入していないことが想定されるが、これらの者の税負担はゼロであるため試算には影響を与えない。

<sup>27</sup> 夫婦いずれも年収100万円以下である世帯においては、現行制度において配偶者控除が実質的に適用されていない。これは年収が100万円以下の場合、給与所得控除（65万円）と基礎控除（38万円）によって既に課税所得がゼロとなっているため、配偶者控除を適用しても税負担を軽減させる効果を持たないためである。また、これらの世帯においては同様に夫婦控除の効果も生じない。

夫の年収が 200 万円・妻の年収が 100 万円の合計年収 300 万円の世帯の手取りが減少し、夫婦ともに年収 1,000 万円で合計年収 2,000 万円の世帯の手取りが増加するというのは、格差拡大を助長しているとの批判を受ける可能性が考えられる。

(1) で前述したが、配偶者控除のみを見直す場合、夫婦控除に何ら所得制限を設けないものとして設計される可能性は低いものと考えられる。もっとも、現在配偶者控除が適用されている低所得世帯に対して現行比でマイナスとならない改正案を示せるのであれば、夫婦控除について所得制限をかけないものとするとも考えられる。

### ■B-1 案（多い方 1,000 万円で所得制限）の試算結果

B-1 案を採用した場合の世帯の手取りの増減の試算結果は、次の図表 7 に示される。

図表 7 夫婦控除 B-1 案（多い方 1,000 万円で所得制限）における試算結果（世帯の手取りの増減）

B-1案(多い方1,000万円)単位:万円、年額	夫の年収													
	0	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,200	1,500	
0	0.0	0.0	-0.3	-0.3	-0.3	-2.1	-2.2	-5.9	-6.0	-6.0	-10.9	-12.0	-15.8	
100	0.0	0.0	-0.3	-0.3	-0.3	-2.1	-2.2	-5.9	-6.0	-6.0	-10.9	-12.0	-15.8	
200	-0.3	-0.3	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	0.0	0.0	0.0	
300	-0.3	-0.3	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	0.0	0.0	0.0	
400	-0.3	-0.3	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	0.0	0.0	0.0	
500	-2.1	-2.1	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	0.0	0.0	0.0	
600	-2.2	-2.2	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	0.0	0.0	0.0	
700	-5.9	-5.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	0.0	0.0	0.0	
800	-6.0	-6.0	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	0.0	0.0	0.0	
900	-6.0	-6.0	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	+4.9	0.0	0.0	0.0	
1,000	-10.9	-10.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
1,200	-12.0	-12.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
1,500	-15.8	-15.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

赤色の網掛け部分が現行の配偶者控除の適用世帯、青色の網掛け部分が夫婦控除の所得制限となる世帯である。黄色の網掛け部分は現行で配偶者控除が適用され、かつ夫婦控除の所得制限となる世帯である。千円未満四捨五入。  
(出所)大和総研試算

赤色の網掛けの部分が現行の配偶者控除の適用世帯（であり、かつ夫婦控除の対象となる世帯）であり、これらの世帯は軒並み現行制度と比べて世帯の手取りがマイナスとなっている。青色の網掛け部分は夫婦控除の所得制限となる世帯（であり、かつ現行の配偶者控除が適用されていない世帯）であり、これらの世帯は現行比で手取りが変わらない。黄色の網掛けの部分は現行の配偶者控除が適用され、かつ夫婦控除の所得制限となる世帯であり、これに該当する世帯は現行比の手取りのマイナス金額が大きくなっている。

B-1 案では、夫婦控除の税額控除額が A 案より増えるため、赤色の網掛け部分（現在配偶者控除が適用されていて夫婦控除の所得制限とならない）の世帯のマイナスが緩和されている。しかしながら、現行の配偶者控除が適用され所得税の最低税率（5%）が適用される層の手取りがなお現行比マイナス圏にとどまっている。例えば、夫の年収が 200 万円で妻の年収が 100 万円の合計年収 300 万円の世帯においても現行比でマイナス 0.3 万円である。このため、B-1 案が採用される可能性は低いように考えられる。

### ■B-2 案（多い方 900 万円で所得制限）の試算結果

B-2 案を採用した場合の世帯の手取りの増減の試算結果は、次の図表 8 に示される。

図表 8 夫婦控除 B-2 案（多い方 900 万円で所得制限）における試算結果（世帯の手取りの増減）

B-2案(多い方900万円) 単位:万円、年額		夫の年収												
		0	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,200	1,500
妻の年収	0	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	-1.9	-2.0	-5.7	-5.8	-10.9	-10.9	-12.0	-15.8
	100	0.0	0.0	-0.1	-0.1	-0.1	-1.9	-2.0	-5.7	-5.8	-10.9	-10.9	-12.0	-15.8
	200	-0.1	-0.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	300	-0.1	-0.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	400	-0.1	-0.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	500	-1.9	-1.9	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	600	-2.0	-2.0	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	700	-5.7	-5.7	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	800	-5.8	-5.8	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	+5.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	900	-10.9	-10.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1,000	-10.9	-10.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1,200	-12.0	-12.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1,500	-15.8	-15.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

赤色の網掛け部分が現行の配偶者控除の適用世帯、青色の網掛け部分が夫婦控除の所得制限となる世帯である。  
黄色の網掛け部分は現行で配偶者控除が適用され、かつ夫婦控除の所得制限となる世帯である。千円未満四捨五入。  
(出所)大和総研試算

B-2 案でも、なお、現行の配偶者控除が適用され所得税の最低税率（5%）が適用される層における配偶者控除廃止による影響（マイナス 5.2 万円）が夫婦控除導入による影響（プラス 5.1 万円）を上回っており、手取りが現行比マイナス圏にとどまっている。このため、B-2 案が採用される可能性も低いように考えられる。

### ■B-3 案（多い方 800 万円で所得制限）の試算結果

B-3 案を採用した場合の世帯の手取りの増減の試算結果は、次の図表 9 に示される。

図表 9 夫婦控除 B-3 案（多い方 800 万円で所得制限）における試算結果（世帯の手取りの増減）

B-3案(多い方800万円) 単位:万円、年額		夫の年収												
		0	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,200	1,500
妻の年収	0	0.0	0.0	+0.2	+0.2	+0.2	-1.6	-1.7	-5.4	-10.9	-10.9	-10.9	-12.0	-15.8
	100	0.0	0.0	+0.2	+0.2	+0.2	-1.6	-1.7	-5.4	-10.9	-10.9	-10.9	-12.0	-15.8
	200	+0.2	+0.2	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	300	+0.2	+0.2	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	400	+0.2	+0.2	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	500	-1.6	-1.6	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	600	-1.7	-1.7	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	700	-5.4	-5.4	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	+5.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	800	-10.9	-10.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	900	-10.9	-10.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1,000	-10.9	-10.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1,200	-12.0	-12.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1,500	-15.8	-15.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

赤色の網掛け部分が現行の配偶者控除の適用世帯、青色の網掛け部分が夫婦控除の所得制限となる世帯である。  
黄色の網掛け部分は現行で配偶者控除が適用され、かつ夫婦控除の所得制限となる世帯である。千円未満四捨五入。  
(出所)大和総研試算

B-3 案では、現行の配偶者控除が適用され所得税の最低税率（5%）が適用される層における配偶者控除廃止による影響（マイナス 5.2 万円）よりも夫婦控除導入による影響（プラス 5.4

万円)の方が大きく、現行比でプラス(プラス0.2万円)になっている。

B案では(B-1案およびB-2案も含め)、夫婦のうち多い方の年収を基準に夫婦控除に所得制限をかけるため、夫婦の少なくとも一方が「高収入」と言える共働き世帯に対しては現行制度比で世帯年収がプラスとならない制度設計となっている。もっとも、夫婦とも年収800万円ずつの合計年収1,600万円の世帯には夫婦控除が適用されるのに、夫が年収1,000万円で妻が年収200万円の合計年収1,200万円の世帯には夫婦控除が適用されないといった世帯年収で見た不公平は生じることになる。

(B-1案、B-2案、および後述するC案でも同様であるが) B-3案においては、現在配偶者控除が適用されているものの、改正後は夫婦控除の適用とならない世帯について、手取りの減少が大きくなる。例えば、夫が年収1,000万円で妻が年収0万円(専業主婦)の世帯においては、配偶者控除廃止の影響だけを受け、改正により手取りが年10.9万円減少することになる。

#### ■C案(合計1,000万円で所得制限)の試算結果

C案を採用した場合の世帯の手取りの増減の試算結果は、次の図表10に示される。

図表10 夫婦控除C案(合計1,000万円で所得制限)における試算結果(世帯の手取りの増減)

C案(合計1,000万円) 単位:万円、年額		夫の年収												
		0	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,200	1,500
妻の年収	0	0.0	0.0	+0.1	+0.1	+0.1	-1.7	-1.8	-5.5	-5.6	-5.6	-10.9	-12.0	-15.8
	100	0.0	0.0	+0.1	+0.1	+0.1	-1.7	-1.8	-5.5	-5.6	-10.9	-10.9	-12.0	-15.8
	200	+0.1	+0.1	+5.3	+5.3	+5.3	+5.3	+5.3	+5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	300	+0.1	+0.1	+5.3	+5.3	+5.3	+5.3	+5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	400	+0.1	+0.1	+5.3	+5.3	+5.3	+5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	500	-1.7	-1.7	+5.3	+5.3	+5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	600	-1.8	-1.8	+5.3	+5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	700	-5.5	-5.5	+5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	800	-5.6	-5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	900	-5.6	-10.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1,000	-10.9	-10.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1,200	-12.0	-12.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
1,500	-15.8	-15.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

赤色の網掛け部分が現行の配偶者控除の適用世帯、青色の網掛け部分が夫婦控除の所得制限となる世帯、黄色の網掛け部分は現行で配偶者控除が適用され、かつ夫婦控除の所得制限となる世帯である。千円未満四捨五入。(出所)大和総研試算

C案においても、B-3案と同様に、現行の配偶者控除が適用され所得税の最低税率(5%)が適用される層における配偶者控除廃止による影響(マイナス5.2万円)よりも夫婦控除導入による影響(プラス5.3万円)の方が大きく、現行比でプラス(プラス0.1万円)になっている。

C案では、現行制度比で手取りが大きく増えるゾーンが、いわば「夫婦とも中所得の正社員共働き世帯」に絞られることになる。すなわち、現時点で夫婦ともに配偶者控除(及び配偶者特別控除)が適用されないだけの収入を得てはいるが、世帯年収1,000万円までは達しない層が配偶者控除廃止の影響を受けず5.3万円の夫婦控除を受けることができるため、現行比でプラ

ス 5.3 万円と大きな手取り増加の恩恵を受けられる。

夫婦のいずれも年収 1,000 万円未満であるが、世帯年収は 1,000 万円以上となる世帯では B 案では現行比で手取りがプラスとなるが C 案では現状維持となる。

B 案 (B-1 案、B-2 案、B-3 案) と同様に C 案においても、世帯の手取りの減少が大きくなるのは、現在配偶者控除が適用されているものの、改正後は夫婦控除の適用とならない世帯である。

### (3) 夫婦控除導入で男女の働き方はどう変わる？

#### ■直接的には、130 万円（または 105.6 万円）までの就労が促進される

本稿 1. (2) で述べたとおり、配偶者控除が廃止されると、企業の配偶者手当見直しの契機となる。もし、企業の配偶者手当が見直され配偶者の年収によらず一律支給（または一律不支給）とすることが一般的になれば、「103 万円の壁」は消失し、「103 万円」を境にした就業調整の動機はなくなるだろう。

もっとも、「103 万円の壁」が消失しても、なお社会保険加入の「130 万円（または、106 万円）の壁」は残ることとなり、130 万円（または 105.6 万円）を前にした就業調整は依然として残るものと考えられる。

配偶者控除が廃止され夫婦控除が導入され、これが企業の配偶者手当の見直しにつながっても、（社会保険制度の改正を行わなければ、）直接的には、女性の就労促進は 103 万円から 130 万円（または 105.6 万円）の範囲にとどまるだろう。

#### ■国民の「税制の認識」が大きく変わり、女性就労が大きく促進される可能性

ただし、配偶者控除の廃止と夫婦控除の導入が国民の税制に対する意識を大きく変える契機となり、単なる 103 万円の前後の就業調整の問題にとどまらず、女性就労を大きく促進することも考えられる。

1. (4) で述べたとおり、日本の所得税は、現状でも同じ世帯年収の場合、共働き世帯よりも片働き世帯の方が所得税額が多いため、「専業主婦世帯有利」というよりもむしろ「共働き世帯有利」というべき状況である。

これまで、日本の税制が「共働き有利」であるとの認識はあまり広まっていなかったように思われるが、配偶者控除を改正し夫婦控除が導入されると、さらに共働き世帯と片働き世帯の税負担の差が開き、「日本の税制は共働きを優遇している」面が現在よりもクリアになり、国民の税制に対する認識が変わる契機になることが考えられる。

配偶者控除の見直しが配偶者手当の見直しにつながれば年収 103 万円の壁は消失する。しかし、それをクリアしても前述の通りなお年収 130 万円（または 105.6 万円）の「壁」が残り、「壁」

を越える際には一度手取りが大きく減少するゾーンが発生する。しかしながら、その「壁」を乗り越えて年収を 200 万円、300 万円と増やしていけば、世帯年収が増加しても追加的な負担が少ない個人単位課税における共働き世帯の恩恵を享受できることになる。

もともと、配偶者控除を改正し夫婦控除を導入する案については、現行でも有利である共働き世帯をさらに有利にし、片働き世帯をさらに不利にするものであるため、ライフスタイルの選択の中立性や同一の世帯収入における課税の公平性の観点からは、問題がある。

現行比の手取りの増減でみると、夫婦控除導入案の B-3 案、C 案においては、現行の配偶者控除が適用され所得税の最低税率（5%）が適用される層にとっては現行比で手取りがマイナスとまらない内容になっているが、これらの案を導入してもなお、現行の配偶者控除が適用されている中所得層（夫婦のうち多い方の年収が 500～700 万円程度）にとっては現行比で手取りがマイナスとなる（図表 9、図表 10 参照）。現行の配偶者控除が適用されている中所得層にとっては、夫婦控除が導入されると現行比で手取りがマイナスにならないよう、（特に女性が）「壁」を乗り越えて年収 200 万円以上の共働きを促進する効果はありそうだ。

しかし、結果的に配偶者控除を改正しなかったとしても、配偶者控除の見直しにつき国民的な議論が展開され、現行の日本の税制が共働き有利にできていることが認識されれば、配偶者控除を見直すことと同様の効果が生じることも考えられる。筆者個人としては、（配偶者控除を改正し片働きと共働きの差をさらに拡大する方法を取らずに、）日本の税制が共働き有利にできていることが広く理解されることによって、国民の男女の働き方やキャリア形成に係る考え方が変わっていくことを希望している。

そもそも、現在はパート等で年収 100 万円前後を稼いでいる女性であっても、一度は年収 200 万円以上を得ていた経験がある者が少なくないだろう。現在の新卒女性の初任給は高卒平均で月 15 万 6,200 円、大卒平均で月 19 万 8,800 円であり、賞与を含めずとも平均で年収 190 万円～240 万円程度である<sup>28</sup>。

結婚や出産を機に一度会社を辞めた女性が再び年収 200 万円以上を得る道は必ずしも容易ではないかもしれないが、現在、年収 200 万円以上を既に得ている若い世代の女性が、結婚・出産を経ても働き続け、年収 200 万円以上を稼ぎ続けることは達成可能であるといえよう。むしろ、そのためには、待機児童問題を解消し適切な保育サービスを受けながら働き続ける環境を整えることや、「働き方改革」により男性の家庭進出も進めて、働く女性に過度な家事・育児の負担が生じないようにする必要があるだろう<sup>29</sup>。

繰り返しになるが、日本の税制は個人単位課税であるため、夫婦の合計年収が同じであれば夫婦の年収の差がより少ない方が世帯の手取りが多くなり、同じ金額だけ年収が増加するの

<sup>28</sup> 厚生労働省「平成 27 年賃金構造基本統計調査（初任給）」による。

<sup>29</sup> 現状では、未就学の子がいてフルタイムで働く夫婦において、家事・育児時間の負担割合は妻 9 : 夫 1 となっている。詳細は、拙稿「女性活躍を進めるために男性ができることとは？」（2015 年 10 月 5 日、大和総研「なるほど金融 家計を読み解く意外な数字」（第 11 回）を参照。

[https://www.dir.co.jp/research/report/finance/family/20151005\\_010135.html](https://www.dir.co.jp/research/report/finance/family/20151005_010135.html)

あれば夫婦のうち年収のより少ない方の年収が増加する方が世帯の手取りが多くなる性質も持っている<sup>30</sup>。

すなわち、例えば、妻より夫の方が年収が 100 万円以上多い状況下においては、夫が残業等を減らし家事育児をすることで年収が 50 万円減ったとしても、そのことにより妻の家事育児の負担が減り責任ある仕事を担えるようになって年収が 50 万円増加すれば、税引き前の年収は同じでも、世帯の手取りは増加するといった状況になっている。

日本の「個人単位課税」のしくみのメリットが広く理解されれば、夫婦の年収を均衡させるように、夫婦間で互いのキャリアを意識しながら家事・育児分担を進めるライフスタイルが広まる可能性も考えられるのである。

#### (4) 夫婦控除導入は結婚を促進するか？

配偶者控除を廃止して夫婦控除を導入すると、(所得制限の対象にならない限り)「結婚へのギフト」が与えられることになる。その金額は本稿の試算では年 4.5 万円～5.4 万円程度である。月に換算して 4 千円前後の金額は結婚へのインセンティブとして大きなものにはならないだろうが、特に所得の低い若者にとっては共働きのまま結婚生活を始めるにあたっての生活費の助けにはなるだろう。

なお、現在の日本の税制は原則として、配偶者は民法上の配偶者(法律婚)に限り、事実婚の場合は配偶者として扱っていない<sup>31</sup>。夫婦控除においても配偶者の定義は法律婚に限ることが想定されるがこの点が事実婚を差別的に取り扱うものでないか論点になる可能性がある。

#### (5) 小括

ここまで現役世代の配偶者控除を税収中立の下で税額控除の「夫婦控除」に改組した場合、所得制限の有無も考慮してどの程度の規模になるか試算を行った。その結果、税収中立となる 1 世帯あたりの税額控除の規模は A 案(所得制限なし)で 4.5 万円、B 案(多い方 800 万円～1,000 万円で所得制限)で 4.9 万円～5.4 万円、C 案(合計 1,000 万円で所得制限)で 5.3 万円となった。

所得制限のない A 案は現在配偶者控除が適用されている低所得世帯にとって負担増となるため、配偶者控除のみを見直す場合、夫婦控除に何ら所得制限を設けないものとして設計される可能性は低いものと考えられる。もっとも、現在配偶者控除が適用されている低所得世帯に対

<sup>30</sup> 詳細は、花輪陽子・是枝俊悟『大増税時代を生き抜く共働きラクラク家計術』(朝日新聞出版、2012 年 11 月)を参照。

<https://www.dir.co.jp/publicity/edit/book/20121113.html>

<sup>31</sup> 例えば、配偶者控除の適用範囲について「法に規定する配偶者とは、民法の規定による配偶者をいうのであるから、いわゆる内縁関係にある者は、たとえその者について家族手当等が支給されている場合であっても、これに該当しない」(所得税基本通達 2-46)とされている。

して現行比でマイナスとならない改正案を示せるのであれば、夫婦控除について所得制限をかけないものとするとも考えられる。

夫婦のうち多い方の年収をもとに所得制限をかける B 案を採用する場合、所得制限ラインを世帯年収 1,000 万円または 900 万円とすると税額控除額が足りず、世帯年収ラインは 800 万円を軸に検討される可能性が高いものと考えられる。

所得制限をかける B 案と C 案においては、現在配偶者控除が適用されているものの、改正後は夫婦控除の適用とならない世帯の手取りの減少が大きくなる。例えば、夫が年収 1,000 万円、妻が年収 0 万円（専業主婦）の世帯においては、配偶者控除廃止の影響だけを受け、B 案・C 案ともに改正により手取りが 10.9 万円減少することになる。

世帯年収 1,000 万円ですべて所得制限をかける C 案では、現在配偶者控除が適用されている世帯でも低所得の世帯では手取りが現行比でプラスとなる。また、C 案では、現行制度比で手取りが大きく増えるゾーンが、いわば「夫婦正社員で共働きの中所得層」に絞られることになる。

配偶者控除が廃止され夫婦控除が導入され、これが企業の配偶者手当の見直しにつながっても、直接的には、女性の就労促進は 103 万円から 130 万円（または 105.6 万円）の範囲にとどまるだろう。ただし、現行の配偶者控除が適用されている中所得層（夫婦のうち多い方の年収が 500～700 万円程度）にとって現行比で手取りがマイナスになるので、この層にとっては現行比の手取り減を避けるため、夫婦とも年収 200 万円以上での共働きを促進する効果が考えられる。また、配偶者控除の廃止と夫婦控除の導入の実現の有無にかかわらず、その議論の過程で、日本の税制が共働き有利であることが広く理解されれば、単なる 103 万円の前後の就業調整の問題にとどまらず、女性就労を大きく促進する可能性がある。

夫婦控除が導入されると（所得制限の対象にならない限り）年 4.5 万円～5.4 万円の「結婚へのギフト」が与えられることになる。この金額は結婚へのインセンティブとして大きなものにはならないだろうが、特に所得の低い若者にとっては結婚生活を始めるにあたっての生活費の助けにはなるだろう。

## 今後の論点

今後、政府税制調査会および与党税制調査会では、配偶者控除を廃止し税収中立の下で夫婦控除を導入する案が検討されるものと考えられる。報道をもとにすると、その具体案は、主に筆者が示した A 案・B 案・C 案（に類似したもの）となることが想定される。

筆者の示した A 案・B 案・C 案はあくまで一般公表されている統計をもとに税収中立となる夫婦控除の税額控除を試算したものである。また、所得制限の基準とする年収についても他の金額を用いる可能性はあるが、制度設計の際に考慮すべき負担増減の構図は本稿の A 案・B 案（B-1 案、B-2 案、B-3 案）・C 案の試算結果により示されているものと考えられる。

今後は、夫婦控除に所得制限をかけるか否か、かける場合の基準の設定が論点になるだろう。

A 案・B 案・C 案の相対的なメリットとデメリットをまとめたものが次の図表 11 である。

図表 11 夫婦控除各案のメリットとデメリット

	メリット	デメリット
A 案（所得制限なし）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年収 1,000 万円前後の世帯への負担集中の問題を生じさせない</li> <li>・ 事務負担が軽く年末調整で対応可能と考えられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夫婦とも高所得の共働き世帯にも手取り増を生じさせ 5 案の中で最も格差拡大を助長する面がある</li> <li>・ 現在配偶者控除が適用されている低所得世帯にも負担増を生じさせる</li> </ul>
B 案 （夫婦のうち多い方の年収で所得制限。 基準とする年収は、 B-1 案：1,000 万円 B-2 案：900 万円 B-3 案：800 万円）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少なくとも夫婦のいずれかが高所得の共働き世帯には手取り増を生じさせないので、A 案より所得再分配の効果が高い</li> <li>・ B-3 案では、現在配偶者控除が適用されている低所得世帯には手取り増となる</li> <li>・ 事務負担が軽く年末調整で対応可能と考えられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B-1 案・B-2 案では現在配偶者控除が適用されている低所得世帯にも負担増を生じさせる（B-3 案ではこの問題は生じない）。</li> <li>・ 世帯収入がより低い世帯に夫婦控除が適用されず、より高い世帯に適用される「逆転現象」が生じる</li> <li>・ B-1 案では年収 1,000 万円前後の世帯への負担が重くなる</li> </ul>
C 案（合計 1,000 万円所得制限）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在配偶者控除が適用されている低所得世帯には手取り増となる</li> <li>・ 合計年収で見て高所得である世帯に手取り増を生じさせないので、5 案の中では最も所得再分配効果が高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夫婦控除の適用を受けるためには、確定申告を必須とするか、企業内で年末調整とは別の還付手続きが必要となるなど実務面の困難を伴う</li> <li>・ 年収 1,000 万円前後の世帯への負担が重くなる</li> </ul>

（出所）大和総研作成

現在配偶者控除が適用されている低所得世帯に対して現行比でマイナスとならない制度設計とするためには、（配偶者控除以外の見直しを行わないのであれば）何らかの所得制限をかける必要がある。もっとも、年収 1,000 万円前後には児童手当や高校無償化など他の所得制限の基準も集中しており、年収が 1,000 万円前後において税や社会保障の負担が急増する懸念もある<sup>32</sup>。

「夫婦のうち多い方の年収」を基準に所得制限をかける B 案であれば、世帯収入がより低い世帯に夫婦控除が適用されず、より高い世帯に適用される「逆転現象」も生じる問題が生じるが、企業や従業員の事務負担が C 案に比べて軽くなるというメリットがある。なお、所得制限の基準を年収 1,000 万円または 900 万円とする B-1 案・B-2 案では現在配偶者控除が適用されている低所得世帯にも負担増を生じさせ格差拡大を助長する懸念があるが、年収 800 万円とする B-3 案ではこの懸念は生じない。

B 案であれば、年末調整での対応も可能と考えられる。従業員は、扶養控除等申告書に夫婦の

<sup>32</sup> 詳しくは、拙稿「年収 1,000 万円を超えると税金が大きく増えるって本当？」（2015 年 9 月 24 日、大和総研「なるほど金融 家計を読み解く意外な数字」（第 5 回）を参照。

[https://www.dir.co.jp/research/report/finance/family/20150924\\_010002.html](https://www.dir.co.jp/research/report/finance/family/20150924_010002.html)

どちらが夫婦控除を受けるか（あるいはいずれも受けないか）と配偶者のマイナンバーを記載して勤め先に提出し、企業はその従業員について年収 1,000 万円以上であるか否かだけを確認して夫婦控除を適用すればよい。企業は源泉徴収票を税務署に送付して、税務署においてマイナンバーを用いて夫婦控除の適用状況を確認し、もし配偶者の年収が 1,000 万円を超えているのに夫婦控除を受けていたり、二重に夫婦控除を受けていたりすることが判明したら、控除の修正を求めればよい。

「夫婦合計の年収 1,000 万円」で所得制限をかける C 案は所得再分配の観点からは望ましいものと考えられる。しかしながら、この案は実務面での困難を伴う。年収は 12 月の最後の給与（または賞与）の支払いまで確定しないため、配偶者の年収につき扶養控除等申告書に正確に記載することはほぼ不可能と言えらるう<sup>33</sup>。C 案の夫婦控除を導入する場合、夫婦控除の適用は確定申告によることを必須とするか、もしくは年末調整を終えた後の源泉徴収票を用いて翌年の年初に夫婦控除の還付手続きを行うことを企業に義務付けたりするなど、従業員や企業に新たな事務負担を生じさせることが想定される。

いずれの案にも一長一短があり、いずれの案が良いと一概に言えるわけではないが、配偶者控除の存続も含めこれらのメリット・デメリットについて勘案した議論が深まることが期待される。

【以上】

<sup>33</sup> 現状でも配偶者控除と配偶者特別控除の適用については同様の問題を持っているが、パート等で働く者が自分の年収が 103 万円以下であるか否かを把握することは可能でも、残業代や賞与等の変動もある正社員について最後の給料（か賞与）が支給される前に自分の年収を正確に把握することはほぼ不可能と言えらるう。